

# 都市公園制度制定150周年記念公園施設登録 申請要項

## 1.概要

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

都市公園は、明治6(1873)年1月15日の公園開設に関する太政官布達第16号以降、社会経済情勢の変化や国民のニーズ等を踏まえ、時代の要請に応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化し牽引する役割を担い、市民とともにあるべき空間を追求してきました。

「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録」は、都市公園制度制定以降150年に亘る長い歴史の中で、都市公園が国民の暮らしやライフスタイルを投影しながら果たしてきた役割を振り返り、これらを象徴し、かつ現存する公園施設を登録の上、先人が築いてきた公園整備のプロセスや市民とのかかわりの歴史としてこれらの公園施設の事跡を記録し、広く国民に周知するとともに次世代に伝えることを通じて、都市公園に対する関心の喚起や意義等の再認識を促し、都市公園の更なる発展に寄与することを目的としています。

## 2.登録の基準

時代の潮流のなかで都市公園が果たしてきた機能・役割を象徴し、今にその姿をとどめている公園施設を対象とし、下記に示す登録基準のいずれかに該当する都市公園における公園施設で、整備当時のものが現存する施設<sup>(※)</sup>。(改修・修繕等を行ったものも含む。施設整備後の期間の長短は問いません)

※都市公園法に基づく公園施設を対象とします。但し、資料館・展示施設等、建築施設は除きます

※国の指定等文化財、都道府県や市町村の指定文化財は除きます(都市公園全体が文化財保護法に基づく史跡や名勝に指定されている場合も除きます)。

※宗教的活動や行事に係る施設は除きます

## 記

(1) 都市公園制度制定後の節目となる制度に基づき整備された都市公園において、当該制度の趣旨に関する事跡を伝える施設又は整備当時の機能等を今も残す施設

【節目として対象となる公園制度例】

- 太政官布達第16号
- 市区改正条例
- 旧都市計画法
- 関東大震災の震災復興事業
- 公園計画標準
- 東京緑地計画と防空緑地制度
- 戦災復興土地区画整理事業

(2) 都市公園が時代の要請やニーズに応じた役割や、望ましい社会・都市の在り様を具現化・実装化するなど、都市公園が果たしてきた役割・機能を象徴し、一地域にとどまらず複数地域の都市公園で整備された施設

① 施策公園における象徴的な公園施設

時代の要請やニーズへの対応として実施してきた施策事業を対象に、その役割を象徴的に表している施設。

なお、各々の施策事業開始から3年程度の範囲で整備された先駆的な取り組みを対象とします。

都市公園へのニーズ	施策名称	
安全で安心できる都市づくりへの対応	・防災公園（昭和53年度～）	
	・防災緑地緊急整備事業（昭和61年度～）	
	・グリーンオアシス（平成7年度～） ※平成13年度に「防災公園・市街地一体整備事業（平成11年度～）」に統合	
	・防災公園街区整備事業（平成11年度～）	
長寿・福祉社会への対応	・ふれあい公園（昭和60年度～） ※後継事業は「いきいきふれあい公園（平成7年度～）」	
	・健康・運動公園整備事業（昭和62年度～）	
都市環境の保全・改善や自然との共生への対応	・分区園緑地（タワズファーム）（昭和57年度～）	
	・ガーデンパーク整備事業（平成元年度～） ※後継事業は「市民農園整備事業（平成6年度～）」	
	・自然生態観察園、アーバンエコロジーパーク（昭和62年度～） ※平成8年度に「環境ふれあい公園（平成8年度～）」に統合	
	・自然ふれあいモデル地区事業（平成4年度～） ※平成8年度に「環境ふれあい公園（平成8年度～）」に統合	
	・都市緑化植物園（昭和51年度～）	
	・建設副産物等の有効活用に資する公園（平成4年度～）	
	・再生資源活用緑地整備事業（平成10年度～）	
	・緑化推進モデル地区事業（昭和51年度～） ※後継事業は「緑化重点地区整備事業（平成11年度～）」	
	・都市景観形成モデル事業（昭和58年度～） ※後継事業は「緑化重点地区整備事業（平成11年度～）」	
	・平成の森づくり事業（平成11年度～）	
	・花と緑のまちづくり事業（平成11年度～）	
	・自然再生緑地整備事業（平成14年度～）	
	・水と緑のネットワーク公園整備事業（平成9年度～）	
	広域的なレクリエーション活動や個性と活力のある都市、農村づくりへの対応	・リゾートパーク・イベントパーク（昭和63年度） ※後継事業は「地域活性化拠点公園整備事業（平成2年度～）」
		・中心市街地活性化広場公園整備事業（平成10年度～）
・緑とにぎわいのまちなか公園（平成11年度～）		
・オートキャンプ場（昭和62年度～）		
・緑の歴史・文化地区保全整備事業（平成10年度～）		
・地域ルネッサンス公園（平成9年度～）		
・広場公園・タウンスクエア（昭和56年度～平成元年度）		
・カルチャーパーク（昭和54年度～平成6年度）		
・まちの森、ふるさとの森、さくらの園（昭和59年度～平成元年度）		
・クラフトパーク整備事業（昭和60年度～平成元年度）		
・カントリーパーク（昭和55年度～）		

② その他

○ 施策事業によらず全国的な広がりを見せた公園施設

児童の遊び場、交通知識の習得、スポーツ・レクリエーション、防災、健康・福祉、賑わい創出、地域活性化などの目的を象徴的に表す公園施設。

【明治・大正・昭和期に設置された公園施設】

噴水、ラジオ塔、石砥遊具、交通安全に資する施設等、全国的な広がりを見せた公園施設で、整備当時の機能等を今も残す施設を対象とします。

【平成期以降に設置された公園施設】

公園施設として全国的な広がりを見せるきっかけとなった先駆的な公園施設を対象とします。

### (3) 国家的なイベントの会場、重要な事業、災害被害等の復興祈念の場となった都市公園において、イベントや事業、復興等の事跡を象徴する施設

#### 【対象となる項目例】

- 国家的なイベント会場となった公園においてその事跡を象徴する公園施設
  - ・国として開催を決定したイベント  
(オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等)
  - ・国として定期的に開催するイベント  
(全国都市緑化フェア、国民体育大会の会場となる公園施設(1巡目開催を対象))
- 国際交流に係る公園施設
  - ・国際交流の一環で整備された公園施設
- 災害被害等の復興祈念に係る公園施設
  - ・戦争や災害被害の教訓、並びに被害からの復興や平和の祈念に関する理解を促す一環で整備された公園施設

**\*別添「登録施設のイメージ」を参照ください**

### 3. 申請対象者

都道府県・政令市都市公園担当部局。

なお、都道府県は、各都道府県が管理する都市公園のほか、管内の市町村が管理する都市公園も含めて申請頂きますようお願いいたします。

### 4. 申請方法

- ①申請期間 令和5年9月13日(水)～11月10日(金)
- ②申請書類 登録基準及び登録施設の参考事例を参照の上、登録に相応しい施設<sup>(※)</sup>を申請用紙に必要事項をご記入ください。

(※) 各都道府県・政令市ごとに少なくとも一つ以上申請願います。申請数の上限は5施設とします(登録の基準それぞれで5施設までではなく、各都道府県・政令市ごとの申請数の上限です)。

(※) 極力、登録の基準(1)(2)(3)、それぞれについて申請いただきますようお願いいたします。なお、昭和50年代から平成期にかけて整備された公園施設の申請が多くなることが予想されるため、明治、大正及び昭和40年代までに整備された公園施設の申請について積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

(※) 登録の基準それぞれにおいて申請案件候補が多数ある場合、歴史性、先駆性が高いものを優先して申請案件を選定頂きますようお願いいたします。

(※) 登録施設申請案件の選定に係る資料等は、当該公園施設の存する都市公園の歴史を振り返る際に重要な資料となる可能性があるため、その保存等について配慮いただきますようお願いいたします。また、選定に至るプロセスの中で、登録施設の整備経緯に係る資料等が確認された場合も、その保存等について配慮いただきますようお願いいたします。

### ③申請方法

ご記入された申請用紙を下記の宛先までメールまたはFAXでご応募ください。

(一社)日本公園緑地協会 担当:企画部 飯窪

〒101-0043 東京都千代田区岩本町3-9-13 岩本町寿共同ビル2階

TEL:03-5833-8551 FAX:03-2833-8553

E-Mail:150@posa.or.jp

## 5.登録の進め方

○各都道府県・政令市より申請された施設は、「都市公園制度制定150周年記念公園施設登録有識者会議」(以下、「有識者会議」)において登録リスト案を作成し、「都市公園制度制定150周年記念事業推進委員会」(以下、「推進委員会」)において登録を決定いたします。

○登録することを決定した施設については、後日お知らせいたします。

○登録したことを証明する登録証を推進委員会より後日送付いたします。

【申請から登録までの流れ】

・令和5年9月13日(水) :申請開始

・令和5年11月10日(金) :申請締め切り

・令和5年11月~12月:登録施設の登録リスト案作成(有識者会議)及び決定(推進委員会)

・令和5年12月中(予定) :登録結果を公表(公表前に事前に連絡いたします)

## 6.登録することを決定した施設の取扱い

今回の取組は、150周年を契機として、都市公園制度制定150年の歴史を象徴し、その整備のプロセスも含め次の時代に伝えていくことが望ましい施設を登録するものであり、必ずしも当該施設の保存を目的に登録するものではないことから、管理者による保存については任意の扱いとします。

なお、登録施設は該当する自治体に登録証を発行するとともに、150周年記念事業として適切に記録し、後世に伝えられるようにします。

また、登録施設をまとめた冊子の作成を検討しておりますので、都市公園の歴史に係る記憶や意義を広く市民にご理解頂けるよう、積極的な広報についてご協力をお願いします。その際、申請案件の選定過程で整備当時の経緯等に関する資料等が確認された場合は、それらも効果的に活用いただければ幸いです。

登録施設を活用したイベント等の実施の際は、国土交通省及び日本公園緑地協会より広報や後援など、可能な範囲で協力させていただきます。

## 7.その他

・申請頂いた資料は返却いたしません。

・登録施設の内容は、広報活動などの目的で公表されます。

## 8.お問い合わせ先

○本事業の目的や登録基準等について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園利用推進官 石川

緑地環境技術係長 尾崎

TEL:03-5253-8419

E-Mail:ishikawa-h8312@mlit.go.jp

ozaki-t2hg@mlit.go.jp

○申請について

(一社)日本公園緑地協会 担当:企画部 飯窪

TEL:03-5833-8551

E-Mail:150@posa.or.jp

以上